

「あいち男女共同参画プラン2030（仮称）」（案）に対する意見の概要と県の考え方

ページ番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	計画策定の趣旨	策定の趣旨のところ、概要では国の第6次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(案)がありますが、前文のところでは(案)が消えています。一致していません。	御指摘を踏まえ、双方の表現について揃えるようにいたします。
32	基本的施策1	審議会への女性の登用を進めてください。	県では、男女共同参画の視点を県の施策の各分野に反映させるため、県の審議会等に占める女性委員の割合を「2030年度末までに40%以上60%以下」とすることを目標として掲げており、引き続き、審議会等委員への女性の登用を積極的に推進してまいります。
32	基本的施策1	(計画の実行性と企業実態への配慮について) 本プランの目標や施策は理念として重要ですが、企業が実際に取り組む際の負担感や業務実態に応じた設計とすることが必要です。 産業構造や事業規模の差によって対応可能な内容やスピードに差が生じるため、画一的な要請に終始することなく、企業実態への十分な配慮を求めます。	県では、経済団体、労働団体、企業、大学、国の機関、県の代表者をメンバーとする「あいち女性の活躍促進会議」を設置し、女性活躍推進法に基づく協議会として位置付けるとともに、女性の活躍を促進する方策について意見交換するなど、働く場における女性の活躍が促進されるよう取り組んでおり、寄せられた意見を踏まえ、企業の置かれた状況を踏まえた施策の立案に取り組んでまいります。
32	基本的施策1	(中小企業向けの具体的支援策の明示について) 中小企業では、制度導入や職場環境整備に関するノウハウやリソースに限られる場合もあります。取組の方向性だけでなく、導入に資する具体例や参考となる支援策（ガイドライン、相談窓口、実践支援モデル等）を計画内に明示することで、企業現場での実施可能性が高まると考えます。	毎年実施している「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰では、優秀賞301人以上の部と300人以下の部を設け、あいち女性の活躍促進サミットにおいて、表彰企業による事例発表を行い、中小企業も含めた優良事例を広く周知しております。 また、県内各地域における女性活躍の気運の醸成と、女性活躍に取り組む中小企業の裾野の拡大を図るため、愛知県と委託事業者による支援のもと、市町村と経済団体がネットワークを形成し、地元中小企業の女性活躍に向けた働き掛けを行う事業を実施しています。 県では、上記のような取組や企業の取組事例を取り纏めたWebサイト「あいち女性の活躍促進応援サイト」を作成していますので、引き続き、取組・事例の発信に取り組んでまいります。
32	基本的施策1	中小企業における女性の活躍の推進についてです。愛知県は製造業を中心とした多くの企業があり、愛知県の経済を支えています。そのうちトヨタ自動車をはじめとした大企業は意識も高く、経営力も強いことから、すでに女性の活躍の推進に取り組んでいる企業も多いかと思えます。他方、この地域を支える大きな柱である中小企業は、意識と意欲があっても人的・経営的に余裕がないという現実があると思えます。中小企業における女性活躍の推進に当たっては意識啓発といった理念的な推進に加えて、何か具体的な施策があるとよいかと思えます。それは、単に補助金や支援金を給付するのではなく、工夫する必要があると思えます。例えば、すでに企業の間で広がっているような、仕組みとうまく連動させる方法もあるのではないのでしょうか。トヨタ自動車には、サプライヤーに対する行動基準、「仕入先サステナビリティガイドライン」のように、取引の中で労働環境や人への配慮を位置づける考え方は既に存在しています。そこに女性活躍の推進を項目に加えて、それによってサプライヤーである要件を満たす中小企業として取引上の恩恵を受けるといったような仕組みづくりを県として大企業の理解と協力を得て推進する。もちろん県としても、県予算の発注などにおいて受注企業の要件化をして県との取引においても恩恵が受けられるようにする。さらにこうした行動基準や企業評価などを幅広く周知して、例えば、優良企業に対して「◇◇大賞」などを設けて（何か優遇措置…県予算の執行にあたっての入札資格を当然に与える、とか）するなど、中小企業が前向きに取り組むことになれるような環境づくりをするなどしてはどうだろうか、と思えます。	「愛知県公契約条例」では、県が発注する入札制度において、評価すべき社会的な価値の実現に資する取組の一つとして、「男女共同参画社会の形成に資する取組」を勘案するものとしています。 具体的には、「公契約を活用した社会的価値の実現に関する評価事務取扱要領」で、業務委託に係る総合評価競争入札又は企画競争入札において、社会的取組を評価項目として設定することと規定しており、男女共同参画社会の形成に資する取組の評価項目は、あいち女性輝きカンパニーの認証、女性の活躍促進宣言の提出及びえるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）があります。 また、建設工事に係る総合評価落札方式において、「女性の活躍促進宣言」提出企業等及び「あいち女性輝きカンパニー」認証企業等が加点対象となっています。 引き続き、制度の周知を通じ、県内企業等における女性の活躍促進を図ってまいります。
34	基本的施策2	進捗管理指標において、男性の育児休業取得率の目標値が非常に高く設定されていますが、対象となる休業期間が明確ではありません。男性の育児参加がより促進されるためには、短期間の育児休業より、ある程度の長期間の育児休業取得が大切だと考えられるので、1か月以上などの基準を設けた育児休業取得率を目標に掲げてはどうでしょうか。	男性の育児休業取得率の目標値は、国の次期計画（第6次男女共同参画基本計画）の成果目標等案を踏まえて設定をしています。 御指摘のとおり、男性の育児休業取得率に併せ、取得期間も大切であることから、男性の育児休業取得期間の底上げを図り、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに向け、奨励金の支給、普及啓発セミナーの開催、アドバイザー派遣など、企業の実情に応じた支援を実施してまいります。
34	基本的施策2	働く現場では、育児休業などで職員の欠員が出た際の代替要員の確保は、残された職員にとっても、また経営者にとっても大きな不安材料です。即戦力としての代替要員の確保は、現実問題として大きな課題です。単なる頭数合わせの補充では、到底、円滑な業務継続はできません。医療分野には、都道府県ナースセンターのような人材登録・マッチングの仕組みがあります。これは看護師という有資格者についての制度ではありますが、これを参考に、一時的な代替職員に特化した人材バンク的な仕組みづくりはできないでしょうか。退職技術者・子育て中の有資格者などのほか、資格はなくても経理担当経験者とか、理想としては即戦力スタッフを職場のピンチヒッター要員に特化したような期間や給与などの雇用条件を設けて、必要であれば、研修をセットにして「短期専門人材バンク」の仕組みを検討してはどうでしょうか。いきなり大規模に始めるのではなく、地域や業種を限定した小さなモデル事業からでも意味があると思えます。	現時点では、御提案いただいたような人材バンクのような仕組み導入の計画はありませんが、男性従業員が育児休業を取得した県内中小企業等に奨励金を支給しており、育休取得者の代替要員など、育休で生じる業務負担を軽減するために活用いただけます。
36	基本的施策3	女性の非正規が平均より高い。愛知、男女賃金格差が46位となっている。愛知県として非正規を少なくするよう、また男女賃金格差をなくすよう努力してほしい。	非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べて能力開発やキャリア形成の機会が限られ、雇用も不安定であることから、正規雇用労働者への転換を望む非正規雇用労働者がその希望を実現できるよう、相談対応や情報の提供、職業訓練の実施等の取組を推進してまいります。 また同一労働同一賃金の徹底や処遇改善、労働条件の整備を促進するため、企業に対し関係法令等の周知啓発を行ってまいります。

「あいち男女共同参画プラン2030（仮称）」（案）に対する意見の概要と県の考え方

ページ番号	項目	意見の概要	県の考え方
36	基本的施策3	児童クラブへの整備支援をもっと増やしてください。	放課後児童対策の取組促進の一環として、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことが出来る居場所である放課後児童クラブの整備に取り組んでまいります。
39	基本的施策4	若い女性の東京圏への流出についてです。このことは女性だけでなく、広く若年層全般にかかわることですが、若者が東京にあこがれることは残念ながらやむを得ないと言いきやうがなく、無理に止めるというよりも、「出ても戻りやすい」愛知にするという視点が必要ではないでしょうか。東京に出ても苦しいことや住みにくいことは当然あるはずで、例えば、首都圏での勤務経験や専門性を持つ人材を対象にしたUターンマッチングの強化や、県内企業に対して“県外経験を評価する”ことを促す情報発信などが考えられます。東京での経験を持ち帰ることが地域にとってプラスである、というメッセージを明確に打ち出してほしいと思います。この点については、すでに多くの地域が取り組んでいることとは思いますが、改めて女性の活躍推進の視点から見直していただくことはいかがか、と思います。	本県には、多くの女性が活躍している魅力的な企業が存在していますが、学生をはじめとした若い女性たちにこうした企業が十分に認知されているとは言えない状況にあります。若年層の地元定着につなげていくため、様々な機会を活用して「あいち女性輝きカンパニー」など県内企業の魅力を積極的に発信するとともに、本県の住みやすさについて、積極的に情報発信を行ってまいります。また、本県では、首都圏等から県内中小企業に人材を呼び込むため、東京と名古屋に「あいちUIJターン支援センター」を設置し、UIJターン希望者の掘り起こしや、就職相談等を行っております。センターでは、利用者の専門性等を含めた勤務経験や、企業の求める人物像を適切に把握し、求職者・企業双方にとって、より効果的なマッチングとなるよう支援を行っております。センターのウェブページに掲載する求人情報についても、利用者が有する専門的な経験を活かせる求人掲載が充実するよう、県内企業に向け、センターの認知度向上のための周知・広報を推進していきます。
41	基本的施策5	(男女共同参画に関する広報・啓発の推進) 県が主催又は後援する行催事において登壇者等のジェンダーバランスに配慮した運営とあるが、行催事とは具体的にどのようなものなのか、登壇者とはどのような定義なのか、運営に関して県がどの程度関与、働きかけをするのか(後援の取り消し、取り組めなかった場合の罰則の有無)がよくわからないので、削除してほしい。	国が2021年に定めた方針(「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」)において、国と同様に地方公共団体においても、主催・後援する行事等への男女共同参画の視点の反映について要請されていることを受けた取組です。国の運用等を踏まえながら、適切な運用を図ってまいります。
41	基本的施策5	愛知県には男女共同参画課はあるが、各市町村ではほぼないと思います。愛知県として、各市町村にも男女共同参画課を設置するよう求めてください。	各市町村には男女共同参画施策の立案・推進を担う部署が設置されており、毎年、県と市町村の担当課長による会議を開催し、男女共同参画の現状と施策、内外の動向等について情報共有を行うとともに、担当課の担当者を対象とする研修を実施するなど、連携を図っています。引き続き、このような取組を通じて、市町村の推進体制を支援してまいります。
41	基本的施策5	男女共同参画の学習の充実を各市町村への推進の支援をしてください。	愛知県女性総合センター(ウィルあいち)情報ライブラリーでは、県内市町村が実施する男女共同参画に関する学習機会等に併せて啓発パネルの貸出を行うとともに、市町村と共催でセミナーを開催するなど男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行っており、引き続き、市町村のニーズを踏まえて取り組んでまいります。
42	基本的施策5	ウィルあいちを誰もが参加しやすい環境の整備ってあります。以前バザーができない状況でした。是非バザーができるようにしてください。それが環境の整備の1つだと思ふ。	愛知県女性総合センター(ウィルあいち)は指定管理者制度を導入しており、2026年度からの次期指定管理期間においても、全館における無料wifiエリアの整備や託児サービスの実施など、利用者サービスの向上に務めるとともに、多くの方に気軽に利用いただける環境を整備してまいります。なお、愛知県女性総合センター(ウィルあいち)では、利用規定において「商品の販売等の営利行為または宣伝行為をするもの」を定めているため、利用を許可しない場合として該当する場合には利用をお断りさせていただいています。
43	基本的施策6	親の目線からは、子どもが接する学校を中心とした世界を見る限り、男女による差異はあまり感じられない中において、実際に子どもたちが男女共同参画についてどのように考え、課題を感じているかなど、子どもの目線からみた意見も踏まえたプランを作成するべきかと思ふ。	本プランの策定にあたり、子ども・若者の意見を計画に反映させるため、「愛知県子ども・若者意見反映ワークショップ」を開催しており、意見を踏まえて計画の記載を工夫するとともに、多様性を尊重する記載としています。また親の固定概念の影響を指摘する意見を踏まえ、親世代への啓発など家庭内における固定的な性別役割分担の解消に向けた施策にも取り組んでまいります。
43	基本的施策6	男女共同参画を推進するためには、制度・環境の整備と人々の意識改革の両方を進める必要があると思ふ。プランの案は、重点目標がそのような形になっているので、ぜひ、それぞれの目標達成のため各施策を進めていってほしい。 特に、子供の意識啓発は重要であるが、その子供に大きな影響を与える親や教員に対する理解促進も同時に進めていくことが必須なので、そのような取り組みをより充実させることを希望する。	学校教育の場において子どもたちの個性を伸ばし、男女共同参画の考え方を身に付けた児童生徒の育成を担う教職員に対して、研修を始めとする男女共同参画に対する理解を深めるための機会を提供していきます。また、家庭において、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合えるような子どもの人格形成が図られることは、男女共同参画社会の基盤づくりにおいて重要です。親や祖父母世代の価値観が子どもの選択に影響を与えることもあるため、保護者を対象とした研修の実施など、家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を進めていきます。
43	基本的施策6	男女共同参画に対する理解については、周りを見ても、親世代、自分たち世代、子世代と代を重ねるにつれて、徐々に浸透してきていると感じています。したがって、将来にわたっての男女共同参画の推進のためには、作成いただいたプランのとおり、若い世代からの理解の促進が必要と考えます。 子どもは親の背中を見て育つと言われるように、家庭内における夫婦の家事分担、育児分担などが自然に溶け込んだ形となり、そのような姿に日常生活の中で子どもたちが接する機会が増えることも、将来にわたっての男女共同参画の理解の浸透につながると考えます。	家庭における固定的性別役割分担意識を解消するため、男女が協力してバランスよく家事育児を分担することへの理解促進が重要であることから、あらゆる機会を通じて啓発を行うことで、意識改革、行動変容を促してまいります。

「あいち男女共同参画プラン2030（仮称）」（案）に対する意見の概要と県の考え方

ページ番号	項目	意見の概要	県の考え方
45	基本的施策7	生理用品を公共施設及び各学校の個室のトイレに配備するよう県として援助をお願いします。	<p>経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であると認識しています。</p> <p>県では、ウィルあいちにおいて配布の取組を行うとともに、県立高校及び特別支援学校で生理用ナプキンをトイレや保健室などに配備し、必要な児童・生徒へ配布を行っているほか、県立大学においても同様の取組を実施しています。</p> <p>また県内市町村においても「生理の貧困」に関する独自の取組を実施しており、県では県内の取組状況を取りまとめてホームページにて掲載しています。</p>
45 47	基本的施策7 基本的施策8	女性の活躍は、女性だけでなく男性にとっても、家庭の安心があってこそ成り立つものです。DVや児童虐待、いじめなどに対する社会としての万全な体制づくりにはすでに取り組みされていますが、さらに明確にしていく必要があると思います。相談体制の強化や、関係機関の連携の強化など、家庭を支える取り組みも計画の中でより明確に位置づけていただければと思います。特に思うことは、DVは女性だけでなく子供に対しても、また、児童生徒に対するいじめも最近では、児童虐待、いじめという言葉に収まらない、家庭問題・教育問題という枠を超えた重大事件も発生しているように思います。それらに対する単なる対応強化というだけでなく、警察による対応も含めて、県として家庭の安心を守るというより強いメッセージを社会に示すということが必要ではないかと思えます。	<p>すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、家事や育児に不安や負担を抱える家庭に対し、必要な情報や支援が確実に届く体制の整備が求められています。そのため、子育て支援に関わる関係機関の連携を促進し、訪問支援の充実や地域での相談支援体制の整備などを進めていきます。</p> <p>また、DV被害者からの相談に対応できるよう、市町村、警察、医療機関、社会福祉施設、民間支援団体等と連携・協働して、相談体制の強化を図り、DV被害者の支援体制を充実していきます。</p>
47	基本的施策8	性暴力被害などの対策のためにも、ワンストップ支援センターを愛知県1つでなく、各市町村にも設けるよう援助してください。	<p>性犯罪・性暴力の被害者に対し、早期から適切な支援を行い、心身の回復を図ることができるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害直後から被害者への総合的な支援を行ってまいります。また複雑化・多様化した課題やニーズに包括的に対応できるよう、愛知県女性相談支援センターの機能や身近な相談窓口である市町村の相談支援体制の充実を図ります。</p>
50	基本的施策10	包括的性教育を進めてください。	<p>学校教育においては、学習指導要領に基づく性に関する指導を保健体育の授業等で実施するとともに、各学校の実情に応じて関係機関と連携した取組を今後とも行うことで、主体的な力を身に付けることができるよう支援してまいります。</p> <p>また、思春期の健康に関する教育・支援の取組として、教育、保健、医療の関係者が連携し、性に関する正しい知識を普及するための健康教育を引き続き行っていきます。</p> <p>御指摘の件は、価値観、人権、ジェンダーへの理解など幅広い分野にかかわることから、様々な施策を通じて取り組んでまいります。</p>
51	基本的施策10	子宮頸がん乳癌と検診の啓発とあります。2年に1回でなく、毎年できるよう県としても援助をお願いします。	<p>国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」では、検診の利益（がんで亡くなることを防ぐ）と、不利益（偽陰性、偽陽性、過剰診断、偶発症など）のバランスの観点から、子宮頸がんや乳がんに係る検診受診間隔について2年に1回を推奨しています。本県としては、指針に基づき、引き続き2年に1回のがん検診の受診を啓発していきます。</p>
52	進捗管理指標	進捗管理指標に女性の就業率が設定されています。働くことを希望する多くの女性が就業できる環境づくりは重要ですが、女性は非正規雇用が多いため、正規雇用の比率が男性と同様になるよう、必要な施策に取り組んでいただきたい。	<p>非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べて能力開発やキャリア形成の機会が限られ、雇用も不安定であることから、正規雇用労働者への転換を望む非正規雇用労働者がその希望を実現できるよう、相談対応や情報の提供、職業訓練の実施等の取組を推進していきます。</p>
52	進捗管理指標	目標値に検討中としている項目が複数箇所あるが、意見を伺う以上は検討中でも何らかの数値を示してほしい。（そうした指標も2箇所あった）	<p>進捗管理指標の目標値は、国の次期計画（第6次男女共同参画基本計画）の指標等も参考に、それぞれ県独自の目標値を設定していますが、参考となる指標が定まっていないなどの理由により十分な検討が行えなかった指標については、検討中としています。次回プランの策定に際しては、出来る限り目標値を示せるように対応を行ってまいります。</p>
52	進捗管理指標	進捗管理指標が最後に一覧として取りまとめられているが、なぜこの指標を選んでいるのかなどの説明がない。その項目を指標とした理由や目標数値の考え方などについて説明があると良いのではないか。	<p>進捗管理指標については、各基本的施策にふさわしい指標を検討し、男女共同参画の現況を図るための指標と、それぞれ県独自の目標値を設定したものとがあります。目標設定にあたっては、国の指標を参考にしつつ、県の前年度実績数値を踏まえたものとしています。</p>
—	—	国保など世帯主当てで届いていますが、各個人に宛にしてください。また、郵送も個人宛でお願いします	<p>国民健康保険は、世帯単位で加入する制度となるため、納付義務者が世帯主となる関係上、各種通知等については世帯主宛での送付となります。</p>
—	—	選択的夫婦別姓制度の実現を愛知県としても国へ要望してください。	<p>選択的夫婦別姓制度については、愛知県議会から2001年9月議会及び2021年9月議会において、選択的夫婦別姓制度の導入を検討するよう要望する意見書を国に提出しております。今後とも、国会における議論の動向を注視してまいります。</p>
—	—	閲覧場所を各市町村でもできるようにしてください。	<p>県民相談・情報センター、各県民事務所等の広報コーナー等に掲示するとともに、ホームページでも掲載をいたしました。より幅広い方に周知されるよう、引き続き工夫をしております。</p>